

スチュワードシップ・コードをめぐる状況

平成28年12月20日
金融庁

スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家数

平成28年9月2日現在

コードの受入れを表明した機関投資家数:213

<内訳>

業態	機関投資家数
信託銀行等	7
投信・投資顧問会社等	151
生命保険会社	18
損害保険会社	4
年金基金等	26
うち、企業年金	7
その他(議決権行使助言会社他)	7

コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組み①

「日本再興戦略 2016」(2016年6月閣議決定)(抜粋)

コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後は、この改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題。

経済対策(2016年8月閣議決定)における「コーポレートガバナンス改革」関連の施策

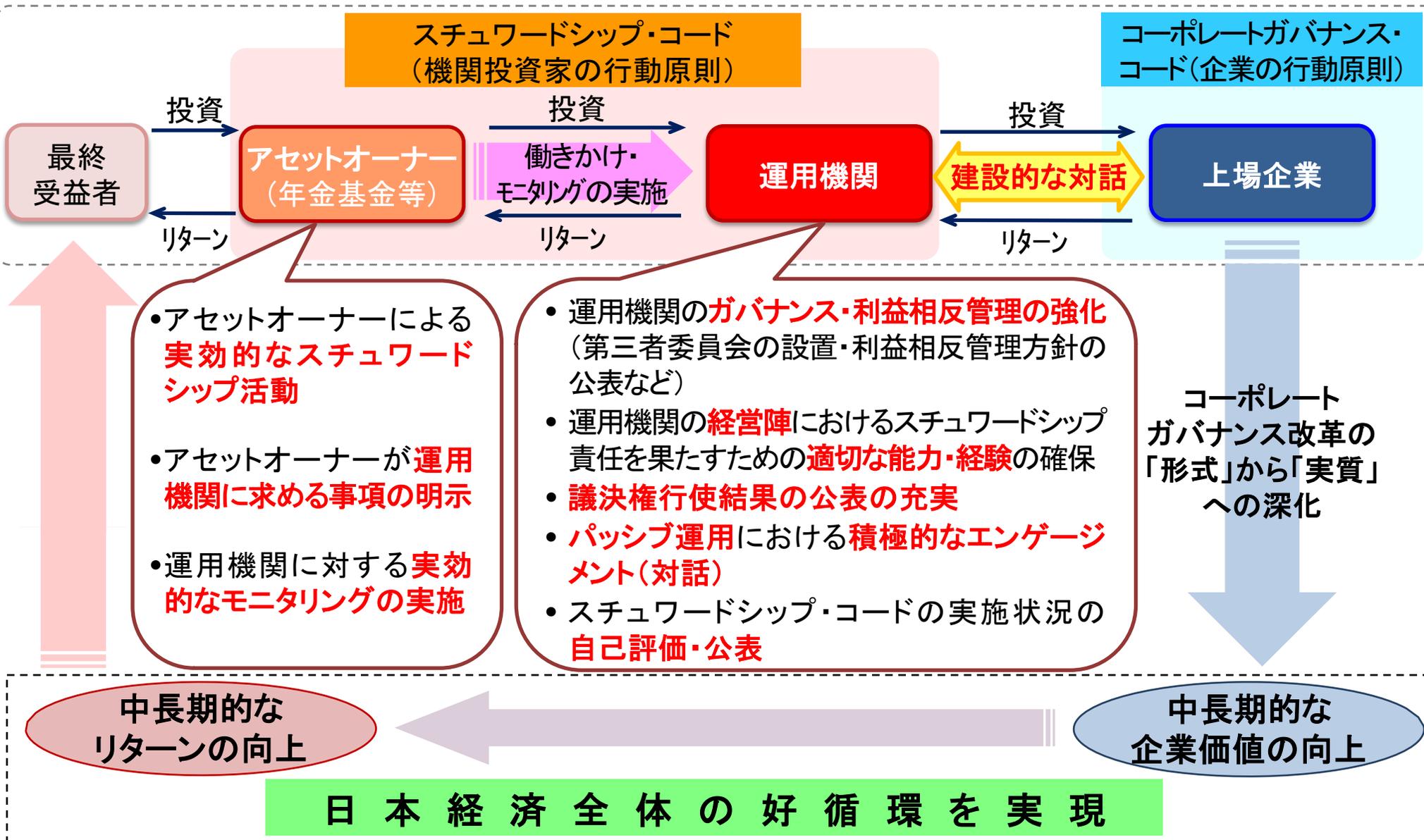
【具体的措置】資産保有者による運用機関への関与を通じたコーポレートガバナンス改革



- コーポレートガバナンス改革を「実質」へと深化させていくためには、
 - 年金基金等から中長期の運用を委託されている運用機関が、投資先企業の短期的な業績動向ばかりにとらわれず、中長期的な視点からの企業評価に基づいて企業と建設的な対話を行うこと、また、
 - 年金基金等の中長期の資産保有者(アセットオーナー)が、運用機関のステュワードシップ活動強化に向けた実効的な働きかけ・モニタリングを実施することが重要。
- 本年2月より、金融庁と東京証券取引所を共同事務局とする両コードのフォローアップ会議において、このための方策について議論。今般、「機関投資家による実効的なステュワードシップ活動のあり方」についての意見書を公表(11月30日)。
- フォローアップ会議の意見書を踏まえ、今後、ステュワードシップ・コードの改訂作業に着手。

コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組み②

機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方～企業の持続的な成長に向けた「建設的な対話」の充実のために～
「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書のポイント



- アセットオーナーによる **実効的なスチュワードシップ活動**
- アセットオーナーが **運用機関に求める事項の明示**
- 運用機関に対する **実効的なモニタリングの実施**

- 運用機関の **ガバナンス・利益相反管理の強化** (第三者委員会の設置・利益相反管理方針の公表など)
- 運用機関の **経営陣** におけるスチュワードシップ責任を果たすための **適切な能力・経験の確保**
- **議決権行使結果の公表の充実**
- **パッシブ運用** における **積極的なエンゲージメント(対話)**
- スチュワードシップ・コードの実施状況の **自己評価・公表**

コーポレートガバナンス改革の「形式」から「実質」への深化

中長期的なリターンの向上

中長期的な企業価値の向上

日本経済全体の好循環を実現

⇒ 本意見書を踏まえ、今後、スチュワードシップ・コードの見直し作業に着手